

統計調査に係る調査票情報の有効利用

# 匿名データの提供 利用の手引

令和4年4月

千葉県総合企画部統計課



## 目 次

		ページ
	はじめに	1
第一	定義	
1	調査票情報	1
2	匿名データ	1
3	統計の作成	1
4	統計的研究	1
5	利用者	2
6	大学等	2
第二	運用体制	
1	相談窓口	2
2	申出の受付及び匿名データの提供	2
第三	留意事項	
1	事前確認	2
2	本人確認	2
3	匿名データ提供手数料	3
4	匿名データの取扱い単位等	4
5	成果等の公表	4
6	匿名データの適正な管理	4
7	匿名データの目的外利用の禁止	4
第四	匿名データの提供に係る要件	
1	匿名データの提供を行うことができる場合	4
2	公益性	5
3	直接の目的	5
4	提供依頼申出者及び利用者の範囲	6
5	匿名データの適正な管理	6
第五	提供依頼の申出手続	
1	必要書類	7
2	記載要領（第1号様式関係）	8
3	提供依頼の申出	10
第六	提供依頼の申出に対する審査等	
1	審査結果の通知	11
2	依頼書の提出等	12
第七	匿名データの提供その他	
1	匿名データの提供	12

2	提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合	-----	1 2
3	匿名データの利用後の措置	-----	1 4
4	提供依頼申出者による研究成果等の公表	-----	1 4
5	利用実績報告書の作成・提出	-----	1 5
6	匿名データの不適切利用への対応	-----	1 5
様式一覧			----- 1 7
第1号様式～第6号様式			----- 1 8～

参考（条例等抜粋）

※ 手引及び各様式の電子ファイルは、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/jouhou/chousahyou.html>

問い合わせ先

千葉県総合企画部統計課統計データ利活用推進班

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 本庁舎10階

043-223-2213 FAX 043-227-4458

## はじめに

本手引は、匿名データの提供に関して必要な手続等を説明することにより、匿名データの提供を受けようとする者が行う手続を円滑にすることを目的として作成されたものです。

匿名データの提供の制度は、知事が保有する調査票情報を有効に利用し、公益に資することを目的とするもので、学術研究や高等教育の発展に資すると認められる場合に限って、一般の者が、学術研究や高等教育の用に供するために利用する場合に、知事が作成した匿名データを提供し、その利用に供するものです。

匿名データの提供は、個別の求めに応じて、行政資源を費消して行われるものです。また、匿名データには、秘密保護のための措置が施されていますが、集計された統計ではないことから、統計制度に対して県民に不安を与える可能性を考慮して、その運用に当たっては慎重な取扱いが求められます。そのため、匿名データの提供を受けるためには、必要な手続が設けられています。

この制度は、千葉県統計調査条例（昭和25年条例第1号。以下「条例」といいます。）及び知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則（平成21年規則第17号。以下「規則」といいます。）の規定により行われるものです。

なお、本制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和37年法第160号）の対象外となります。

## 第一 定義

### 1 調査票情報

「調査票情報」とは、知事が実施する統計調査により集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものをいいます。

### 2 匿名データ

「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として、調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものです。

### 3 統計の作成

「統計の作成」とは、調査票情報を利用して集計処理を行い、当該調査票情報を集めた統計調査において当初に作成を予定していた統計以外の統計を作成することをいいます。

### 4 統計的研究

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究をいいます。例えば、統計の分散を評価する研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う研究が該当します。

なお、個別の調査客体の情報に着目した事例研究などは含みません。

## 5 利用者

「利用者」とは、提供を受けた匿名データを、実際に利用する者をいいます。

## 6 大学等

大学及び高等専門学校をいいます。

## 第二 運用体制

### 1 相談窓口

制度の案内及び相談の受付を、総合企画部統計課統計データ利活用推進班で行います。

相談窓口

総合企画部統計課統計データ利活用推進班 電話：

043-223-2213

千葉市中央区市場町1-1 県庁10階

### 2 申出の受付及び調査票情報の提供

匿名データの提供依頼の申出（以下「提供依頼の申出」といいます。）の受付及び匿名データの提供は、匿名データに係る統計調査を所掌する各課(室)（以下「担当課(室)」）といっています。）で行います。

## 第三 留意事項

### 1 事前確認

提供依頼の申出に当たっては、手続を円滑に進めるため、必ず事前に担当課（室）で、匿名データの提供の要件、必要書類、遵守すべき事項等について確認を行うこととします。

### 2 本人確認

提供依頼の申出が行われる際は、提供依頼申出者について以下の方法によって本人確認を行います。

#### (1) 提供依頼申出者が個人である場合

##### ア 提供依頼申出書を本人が持参して提供依頼の申出を行う場合

提供依頼の申出の日において有効な運転免許証、旅券又は知事が認める書類(官公庁の発行する身分証明書、健康保険の被保険者証等)を提示する。

なお、本人確認の書類は、本人の氏名、生年月日及び住所が記載されているも

のであることが必要です。

提示された本人確認のための書類は、担当課（室）において複写を行い、提供依頼申出書の関係書類として取り扱います。

官公庁（特殊法人を含む。）が発行する写真のはり付けられた書類以外の書類を提示する場合は、複数の書類を提出する必要があります。

本人確認のための書類に記載されている住所と提供依頼申出者の住所が異なる場合は、提供依頼の申出をする日前30日以内に作成された住民票の写しの提出が必要です。

イ 提供依頼申出書を送付して提供依頼の申出を行う場合

提供依頼の申出の日において有効な運転免許証、旅券又は知事が認める書類のいずれかを複写機により複写したもの及び提供依頼申出者の住民票の写しその他知事が適当と認める書類（提供依頼の申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出する。

ウ 代理人に提供依頼申出書を持参させることにより提供依頼の申出を行う場合

提供依頼の申出の日において有効な運転免許証、旅券又は知事が認める書類のいずれかを複写機により複写したもの及び提供依頼申出者の住民票の写しその他知事が適当と認める書類（提供依頼の申出をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出する。

当該代理人に、提供依頼申出者からの委任状などの代理権を証明する書類を提出又は提示させるとともに、当該代理人について、アに準じて本人確認を行います。

(2) 提供依頼申出者が法人その他の団体である場合

法人その他の団体が提供依頼の申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、代表者又は管理人について、(1)に準じて本人確認を行います。

また、法人その他の団体の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名が記載された登記事項証明書又は印鑑登録証明書であって、提供依頼の申出の日前6月以内に作成されたものの提示又は提出が必要です。

### 3 匿名データ提供手数料

匿名データの提供を受けるには手数料の納付が必要です。

手数料の額は、提供依頼の申出の審査結果の通知の際に、承諾通知書に記載して提示します。

手数料の額は、次のアからウに掲げる額の合計額です。

ア 基本料金 1,500円

イ 単価6,900円に、提供する匿名データのファイルの数を乗じた額

ウ 匿名データを記録する記録媒体に応じて、次に掲げる額

(ア) FD1枚につき 60円

(イ) CD-R 1枚につき 100円

(ウ) DVD-R 1枚につき 120円

#### 4 匿名データの取扱い単位等

##### (1) 匿名データの取扱い単位

匿名データの提供においては、一の匿名データの集合物（注）を、ひとつの記録媒体に記録したものを取扱い単位（1ファイル）とします。

注 匿名データを統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して担当課（室）によってまとめられたもののこと。

##### (2) 提供する匿名データのファイル数

一の匿名データの集合物を複数の利用者に提供する場合は、その利用者の数を提供するファイル数とします。

なお、匿名データの1ファイルを1台のコンピュータに複製して、複数の利用者が交互に同一の匿名データを利用する場合は、ファイル数を1として取り扱います。

これらの取扱いは、大学等における講義等で利用する場合においても同様です。

##### (3) 匿名データの複製1回の原則（複数回複製の禁止）

利用者が提供を受けた匿名データのファイルを別の記憶装置に複製する行為は、1回に限定します。複製された匿名データのファイルが消去されない限り、再度複製する行為は認められません。

#### 5 成果等の公表

匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、匿名データを用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表する必要があります。

学術研究の成果を公表する場合は、学術論文その他これに類する形で公表しなければなりません。

#### 6 匿名データの目的外利用の禁止

匿名データの提供を受けた者（提供依頼申出者及び利用者）は、利用目的以外の目的のために匿名データを自ら利用し、又は提供してはなりません。

なお、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」といいます。）若しくは条例に基づき提供された調査票情報又は他の匿名データその他個々の調査単位（個人、世帯、事業所等）が特定又は推定される可能性のあるデータと提供された匿名データの照合を行ってはなりません。

### 第四 匿名データの提供に係る要件

#### 1 匿名データの提供を行うことができる場合

匿名データの提供を行うことができる場合は、次のア及びイに掲げる場合です。

ア 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合



- (ア) 匿名データを統計の作成等にのみ用いること
- (イ) 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること
- (ウ) 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること
- (エ) 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること

イ 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

- (ア) 匿名データを統計の作成等にのみ用いること
- (イ) 匿名データを大学等における教育の用に供することを直接の目的とすること
- (ウ) 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること
- (エ) 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること

## 2 公益性

匿名データの提供は、学術研究又は高等教育の発展に資すると認められる場合に行うことができるものであり、匿名データを用いて行う学術研究又は高等教育が、社会通念上適当な公益性を持つと認められなければなりません。

## 3 直接の目的

- (1) 匿名データの提供は、提供依頼申出者が匿名データを学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とする場合である必要があります。
- (2) 学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員又は大学院生が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果が研究論文の形で社会に公表・還元される場合は、学術研究の目的に該当すると認められます。
- (3) 営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合は、本要件に該当すると認められます。
- (4) 学術研究目的の一部に営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが営利目的で利用される場合のように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に営利目的で利用される場合は、本要件に該当すると認められます。
- (5) 直接の目的が高等教育である場合は、大学等（大学又は高等専門学校）又は大学等に所属する教員からの申出に限定される。講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。）の教育において匿名データを利用する場合に、要件該当性が認められます。
- (6) 次に掲げる場合は、匿名データを学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするとは認められません。

ア 直接の利用目的が学術研究の場合であって、当該学術研究の成果が、企業の組

織内部における業務上の資料として使用される場合や、特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合

イ 直接の利用目的が高等教育の場合であって、教授が個人的に実施する補習などのように、授業科目が正規の科目として承認されていない場合又は授業科目において匿名データを利用する必要性が認められない場合

ウ 匿名データの利用目的の中に、金銭の授受を伴う行為など、明らかに営利をあげることが目的としている場合が含まれている場合

エ 匿名データの利用目的の中に、学術研究の成果又は教育内容の公表の前に、営利目的と認められる利用目的が記載されている場合

#### 4 提供依頼申出者及び利用者の範囲

##### (1) 提供依頼申出者の範囲

匿名データの提供を受けるためには、提供依頼申出者及び利用者が自ら責任を持って学術研究又は高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者であることが必要です。それを以下に例示しました。

ア 大学や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関

イ 民間調査研究機関で学術研究を行う者又は当該機関

ウ 大学等において講義等の教育を行う教員又は当該大学等

##### (2) 大学等における提供依頼申出者及び利用者の範囲

大学等における提供依頼申出者及び利用者については、次に掲げる考え方を参考に判断します。

ア 教員の指示により匿名データを用いて大学院生・学部学生が研究補助に携わる場合又は同一の匿名データを用いて教員と大学院生・学部学生が共同研究を行う場合は、提供依頼申出者は教員とし、利用者の範囲は教員及び大学院生・学部学生とする。

イ 大学院生が個人として、匿名データを用いて学術研究を行う場合は、当該大学院生を提供依頼申出者及び利用者とする。

ウ 教員が自らの講義等の資料として匿名データを用いる場合は、当該教員を提供依頼申出者及び利用者とする。

エ 教員が提供された匿名データをそのまま学生に利用させて講義や演習を行う場合は、提供依頼申出者は教員とし、利用者の範囲は教員及び講義等で利用するすべての学生とする。

##### (3) 教育目的で利用する場合の利用者の範囲

大学等において匿名データを教育目的で利用する場合で、学生を利用者とする場合は、教育責任者（教員）は、あらかじめ利用者である学生に対して統計利用に係る倫理教育（制度、遵守事項、罰則等）を行う必要があります（その教育を受けた学生のみを利用者とします。）。

## 5 匿名データの適正な管理

匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていると認められるためには、匿名データの利用場所、保管場所及び管理方法について、次に掲げる事項のいずれにも該当すると認められることが必要です。

ア 匿名データを利用(匿名データの保管を含む。以下同じ。)する場所については、施錠可能な場所に限定し、当該場所から匿名データが取り外し可能な外部記憶装置等などにより持ち出しされないこと。

イ 匿名データが、限定された記録媒体に記録され、当該限定された記録媒体が、利用場所内で施錠可能なキャビネット等で保管されること。

なお、利用場所と保管場所が異なる場合は、その正当な理由が認められること。

ウ 匿名データを利用するときに、その場所に存在する者が承諾された利用者に制限されること。

エ 匿名データを利用するときに、それを取り扱うコンピュータの環境が、インターネット等の外部ネットワーク(以下単に「外部ネットワーク」といいます。)に接続した状態ではないこと。

オ 匿名データを利用するコンピュータに、次に掲げる措置が図られていること。

- ・ アンチウイルスソフトの導入
- ・ セキュリティホール(ソフトウェアに生じる保安上の弱点)対策の導入
- ・ ID・パスワード認証の導入
- ・ スクリーンロックの導入

カ 外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピュータや利用者以外の者が使用するコンピュータに、匿名データ及び中間生成物を残留させないこと。

キ 教育目的で利用する場合、提供した匿名データは、教育責任者(教員)が保管、管理し、学生には保管、管理させないこと。

## 第五 提供依頼の申出手続

### 1 必要書類

ア 匿名データの提供依頼申出書(第1号様式)

イ 添付資料

(ア) 提供依頼申出者が機関に所属又は在職している場合 在職証明書等のその旨を証明する書類

(イ) 直接の利用目的が学術研究の場合で、当該研究に公的な研究費の補助金・委託費が交付等されている場合 当該補助金・委託費の交付決定通知の写し

(ウ) 統計の作成等により生成されるすべての統計表(集計様式)又は分析出力様式

(エ) 直接の利用目的が学術研究の場合 具体的な研究の内容を示す資料及び提供

依頼申出者の関連論文・著作物一覧

(オ) 直接の利用目的が高等教育の場合 授業科目の内容を示す授業概要、授業計画などが記載された資料

(カ) 提供依頼の申出に対する審査を行うに当たり参考となる利用目的の公益性を裏付ける資料がある場合 当該資料

## 2 記載要領（第1号様式関係）

### (1) 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数

#### ア 「匿名データの名称及び年次等」

担当課（室）が提供を行う旨をあらかじめ明示している匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項を記載します。

学術研究又は授業科目の内容から、不必要と判断される匿名データは記載できません。

#### イ 「ファイル数」

提供を受ける匿名データのファイル数を記載します。

複数の利用者が同じ匿名データを利用する場合で、1台のコンピュータで1つのファイルを共同で利用する場合を除いて、利用者の数をファイルの数として記載します。

### (2) 直接の利用目的

学術研究又は高等教育のいずれか一方を選択します。

### (3) 学術研究の名称等（直接の利用目的が学術研究の場合）

直接の利用目的が「学術研究」の場合に、次に掲げる事項を記載します。

#### ア 学術研究の名称

「●●に関する研究」など、学術研究の名称を記載します。

#### イ 学術研究の必要性

学術分野又は社会における当該学術研究の意義又は有用性を記載します。

#### ウ 学術研究の内容及び匿名データを利用する方法

学術研究の内容及び匿名データの利用の方法について具体的に記載します。

#### エ 匿名データから作成する統計等の内容

匿名データから作成する統計表又は分析出力の様式について具体的に記載します。

#### オ 学術研究の実施期間

匿名データを利用する時期、その結果を取りまとめる時期、公表時期その他匿名データの利用に係るスケジュールを含む学術研究のスケジュールを記載します。

### (4) 授業科目の名称等（直接の利用目的が高等教育の場合）

直接の利用目的が「高等教育」の場合に、次に掲げる事項を記載します。

#### ア 授業科目の名称

「●●演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記載します。

イ 授業科目の目的

「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など当該授業科目全般の目的を記載します。

ウ 授業科目の内容並びに匿名データを利用する必要性及び方法

授業科目の内容及び匿名データを利用する必要性について具体的に記載します。

さらに、「演習専用のコンピュータールームにおいて1人1台の端末で表計算ソフトにより匿名データを集計する。」など、授業における匿名データの利用方法を具体的に記載します。

エ 匿名データから作成する統計等の内容

匿名データから作成する統計表又は分析出力の様式について具体的に記載します。

オ 授業科目の実施期間

授業科目の開講期間（曜日、時限等を含む。）を記載します。授業科目の閉講までに、匿名データの利用期間が終了することが必要です。

(5) 匿名データのすべての利用目的

学術研究又は高等教育における匿名データに係る二次的な利用目的をすべて記載します。例えば、研究成果を出版物にする場合やその他の付帯的な研究に利用する場合などがあるときは、それらの利用目的も含めて記載します。

また、学術研究の途中で、その内容等を大学や学会などで開催されるセミナー、ワークショップ、研究集会等で報告する場合についても、申出の時点でわかる範囲で記載します。

(6) 成果の公表方法

直接の利用目的が学術研究の場合は、学術研究の成果を公表する学会、大会、学術誌、機関紙、専門誌等の名称その他具体的な公表方法を特定する事項を記載します。

直接の利用目的が高等教育の場合は、卒業論文、行った演習の内容等のホームページ、事業報告その他一般の者が入手・閲覧可能な公表方法について具体的に記載します。

さらに、公表予定時期についても公表方法ごとに記載します。

公表予定時期は、学術研究又は授業科目の実施期間から判断して適切な時期であることが必要です。

(7) 匿名データの利用場所、保管場所及び管理方法

匿名データを実際に利用する場所、保管する場所、使用するコンピュータの管理状況及び使用環境、保管・管理する方法等をチェック又は記載します。

(8) 匿名データの利用期間

匿名データを実際に利用し始めてから返却するまでの期間であって、学術研究又は授業科目に必要な最小限の期間を記載します。

(9) 匿名データを取り扱う者の氏名、所属及び職名等及び個々の利用場所

すべての利用者（提供依頼申出者を含む）についての氏名、所属、職名等及び利用場所を記載します。職名等には、職名又は大学院生、学生の別を記載します。

集計処理等について外部委託を行う場合は、当該外部委託業者の職員についても、その旨も含めて記載します。

直接の利用目的が高等教育の場合において、指導教官が指導を行う場合は、職名欄に「指導者」と追記するなど、匿名データの利用にあたって指導・管理を行う者を明確にします。

なお、利用者は具体的に記載することとし、「〇〇部に所属する職員」などの記載のように具体的な利用者が特定できない記述は認められません。

(10) 倫理教育の内容

直接の利用目的が高等教育の場合で、学生に直接に匿名データを利用させる場合に、あらかじめ行う統計利用に係る制度、規律、罰則等に係る倫理教育を具体的に記載します。

(11) 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定のある調査票情報及び他の匿名データ

現に提供を受け、又は本申出に係る利用期間に利用するとして提供の依頼を行う調査票情報又は他の匿名データ（国から提供を受けるものを含む。）について、そのすべての名称及び年次を記載します。

(12) 匿名データの提供方法（記録媒体）

提供を受ける際に希望する匿名データを記録する記録媒体を選択します。

(13) その他必要な事項

提供依頼の申出に対する審査を行うに当たり参考となる、利用目的の公益性を裏付ける資料の名称を記載します。

(14) 連絡担当者の所属、職名、氏名及び連絡先

連絡担当者の所属、職名、氏名及び連絡先を記載します。

### 3 提供依頼の申出

(1) 提供依頼申出書の提出

提供依頼申出者又はその代理人は、必要書類を担当課（室）へ直接に、又は送付により提出します。代理人は、委任状など代理権を証明する書面を有している者であることが必要です。また、なるべく申出の内容をよく認識している者を代理人とします。

提供依頼の申出があった際は、提供依頼申出者（代理人による場合は、提供依頼

申出者及び代理人)について本人確認を行います。

(2) 提供依頼申出書の作成単位等

提供依頼申出書は、直接の利用目的ごとに作成します。

(3) 教育目的による場合の提供依頼申出書の作成単位

教育目的により大学等での講義・演習等(以下「講義等」といいます。)で利用する場合の提供依頼申出書の作成は、概ね以下に掲げるとおりです。

なお、教育目的で提供する場合、利用者である学生に対しては、匿名データの記録媒体の直接提供は行いません。講義等ごとにまとめて教員に提供します。

ア 同一の大学等において、異なる教員により同時期に開講される同一内容の複数の講義等に利用する場合は、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めますが、学生、講義等によって利用環境が異なる場合は、それぞれ別の提供依頼申出書として作成します。

イ 同一の大学等において、同一の教員が異なる時期(前期、後期、集中)に開講される同一内容の複数講義等において利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めます。なお、この場合は、申出時点において受講する学生の氏名がすべて明らかになっており、提供の依頼に係る手続においてすべての学生から誓約書を取り付けられるようになっていることが必要です。

ウ 同一教員が異なる大学等における講義等に利用する場合は、大学等ごとに分けて提供依頼申出書を作成します。

(4) 受付

提供依頼申出書及び添付書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認められる場合は、補正等が求められます。

また、本人確認ができないときは、書類の受付は行いません。

## 第六 提供依頼の申出に対する審査等

### 1 審査結果の通知

(1) 審査結果の通知

提供依頼申出書の審査結果は、(2)又は(3)により、提供依頼申出者に通知されます。

なお、申出の受付から審査結果の通知までに通常要すべき標準的な期間は、14日です(提供依頼申出書又は添付資料の不備により補正等に要する期間は除く。)

(2) 提供申出を承諾する場合

匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書(第2号様式。以下「承諾通知書」といいます。)により、提供依頼申出者に通知します。

通知に際しては、匿名データの提供等利用規約(以下「利用規約」といいます。別紙参照。)及び匿名データの利用に係る誓約書(第4号様式。以下「誓約書」と

います。)の様式が送付又は提示されます。

(3) 提供依頼の申出を承諾しない場合

匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書(第5号様式)に、その理由を記載して、提供依頼申出者に通知します。

## 2 依頼書の提出等

(1) 依頼書の提出

提供依頼の申出が承諾された提供依頼申出者が匿名データの提供の実施を求める場合は、匿名データ提供依頼書(第3号様式。以下「依頼書」といいます。)に、利用規約及び誓約書を添付して、担当課(室)に提出します。

(2) 誓約書

利用者全員が利用規約に記載する内容を遵守する旨を記載したものを誓約書とします。

なお、遵守内容が書面上明確になるように、利用規約及び誓約書は一体として提出します。

(3) 手数料の納付

手数料は、承諾通知書で示された手数料の額を、手数料の額の千葉県収入証紙を依頼書にはり付け、担当課(室)に提出することにより納付します。

## 第七 匿名データの提供その他

### 1 匿名データの提供

匿名データは、提供依頼申出書に記載された方法により、提供依頼申出者へ直接に受け渡します。その際は、匿名データを受領したことについて、受領書(第6号様式)の提出が必要です。

匿名データは、承諾通知書により提示した提供予定時期に速やかに提供します。

やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに提供依頼申出者に連絡します。

### 2 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合

(1) 原則

承諾がなされた提供依頼申出書の記載事項に変更が生じた場合、再度審査を行う必要があるため、改めて提供依頼申出書の提出が必要となります。ただし、(2)から(6)に掲げる場合を除きます。

また、すでに納付された手数料は返還しません。

(2) 利用者の人事異動等に伴う変更等の場合

利用目的及び要件該当性に影響を及ぼさない人事異動等に伴う利用者の所属・連絡先、姓等の変更の場合は、直ちに所属等変更届出書(第7号様式)により届出をします。



(3) 記載事項の1項目のみを変更する場合

提供依頼申出書に記載した事項のうち1項目のみを変更する場合（利用期間の延長に関するものを除く。）は、提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書（第8号様式。以下「記載事項変更依頼申出書」といいます。）により申出をする。

この場合は、提供依頼の申出に準じて審査し、その承諾・不承諾について、提供依頼申出書の記載事項変更等に係る承諾通知書（第9号様式）又は提供依頼申出書の記載事項変更等に係る不承諾通知書（第10号様式）により通知します。

(4) 利用者に変更がある場合

ア 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により届出します。除外される利用者のみが利用していた匿名データが存在する場合は、担当課（室）へ返却するまでの間、提供依頼申出者は、それを適切に管理し、他の匿名データの返却時に併せて返却します。

イ 利用者の追加

利用者を追加させる必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出をします。追加について提供依頼の申出に準じて審査を行い、その結果を（3）と同様に通知します。

利用者の追加を承諾された場合で、新たに匿名データのファイルの提供を受ける場合は、依頼書及び誓約書（追加の者に係るもの）の提出並びに手数料の納付が必要となります。

この場合の手数料の額は、次の（ア）及び（イ）に掲げる額の合計額です。

(ア) 単価6,900円に、提供する匿名データのファイルの数を乗じた額

(イ) 匿名データを記録する記録媒体に応じて、次に掲げる額

- a FD1枚につき 60円
- b CD-R1枚につき 100円
- c DVD-R1枚につき 120円

ウ 利用者の交代

利用者を交代する必要が生じた場合は、交代前に記載事項変更依頼申出書により申出をします。交代理由について審査の上、その結果が（3）と同様に通知されます。

利用者の交代が認められる場合で、匿名データの利用ファイル数に変更がない場合は、新しく利用者となる者に係る誓約書の提出により利用を認めます。

(5) 利用期間の延長

提供依頼申出者が、やむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合は、提供依頼申出者に延長が必要な理由及び希望する必要最小限の延長期間を記載した匿名データの利用期間延長依頼申出書（第11号様式。以下「延長依頼申出書」と

いいます。)を提出します。

なお、延長の承諾は1回限りとなります。再度の延長が必要な場合は、提供依頼申出書等の提出が必要です。

次のアからエに掲げる事項のいずれにも該当すると認められた場合は、利用期間の延長を承諾することができます。

ア 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること

イ 利用目的、利用者の範囲、利用場所、セキュリティ要件等の利用期間以外の事項に変更がないこと

ウ 延長の理由から判断して、延長の期間が最小限度に限られていること

エ 初回の延長の申出であること

延長の申出を承諾する場合は、提供依頼申出書の記載事項変更等に係る承諾通知書により、その旨を通知します。また、この場合、利用実績報告書の公表予定時期も併せて延長が認められることがあります。

承諾しない場合は、提供依頼申出書の記載事項変更等に係る不承諾通知書により、その旨及び承諾しない理由を通知されます。

延長が承諾された場合で、利用規約及び誓約書に修正が必要な場合は、再度、その必要な書類を提出します。

#### (6) 提供依頼申出書に記載した利用目的以外の目的での利用

提供依頼申出書に記載した利用目的以外での利用を希望する場合は、記載事項変更依頼申出書による申出が必要です。

利用目的の変更に係る申出の審査は、提供依頼の申出に対する審査に準じて行います。

なお、利用者は、匿名データを、提供依頼申出書に記載した利用目的以外の目的で利用することはできません。

### 3 匿名データの利用後の措置

匿名データの利用の終了後は、直ちに集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存し、又は紙媒体等に出力した匿名データ及び中間生成物を消去する必要があります。

その上で、データ措置報告書(第12号様式)を添えて、匿名データを記録した記録媒体(提供を受けたもの)を返却する必要があります。返却の方法は、直接の受渡し又は書留による送付(送料は提供依頼申出者が負担)のいずれかによります。

これらの匿名データ及び中間生成物の消去並びに匿名データの返却は、利用期間内に行う必要があります。

### 4 提供依頼申出者による研究成果等の公表

#### (1) 成果の公表

匿名データを利用して行った学術研究の成果又は教育の内容を提供依頼申出書に

記載した公表時期及び方法により公表する必要があります。

公表に際しては、匿名データを利用して提供依頼申出者又は利用者が作成・加工した統計等については、その旨を明記し、県で作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする必要があります。

なお、学会誌への投稿を予定していたところ、結果的に論文審査を通らなかった場合などで、提供依頼申出書に記載したいずれの公表方法も行うことができないときは、他の方法により公表する必要があります。当該他の方法により公表を行う場合は、そのことについて記載事項変更依頼申出書を提出します。

#### (2) 成果が公表できない場合の取扱い

提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等により学術研究の成果又は教育内容を公表できない場合は、中止までに実施した学術研究又は教育の内容、経過及び状況並びに公表できない理由を利用実績報告書により報告します。

#### (3) 成果物の利用制限

提供依頼申出書に記載した方法で公表されなかった統計成果物を利用することは認められません。

### 5 利用実績報告書の作成・提出

提供依頼申出者は、学術研究目的の場合は、当該学術研究の成果の公表後速やかに（3か月以内に）学術研究の成果の概要を、教育目的の場合は、当該教育内容の公表後速やかに（3か月以内に）教育内容の概要を、利用実績報告書（第13号様式）により報告する必要があります。

報告を受けた利用実績の一部又は全部は、県庁ホームページに掲載されます。

### 6 匿名データの不適切利用への対応

匿名データの利用に関して、条例、規則又は利用規約に違反する行為が認められた場合は、原則として利用の承諾を取消し、匿名データの返却及び複製データの消去を求めます。また、この場合は、匿名データ及び調査票情報の提供の禁止、委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）の申出の禁止等の措置が科されます。

なお、提供依頼申出者以外の利用者が違反した場合であっても、事例に応じて、提供依頼申出者を違反者として取り扱うことがあります。



## 様式一覧

第1号様式	匿名データの提供依頼申出書
第2号様式	匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書
第3号様式	匿名データ提供依頼書
第4号様式	匿名データの利用に係る誓約書
第5号様式	匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書
第6号様式	受領書
第7号様式	所属等変更届出書
第8号様式	提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書
第9号様式	提供依頼申出書の記載事項変更等に係る承諾通知書
第10号様式	提供依頼申出書の記載事項変更等に係る不承諾通知書
第11号様式	匿名データの利用期間延長依頼申出書
第12号様式	データ措置報告書
第13号様式	利用実績報告書
別紙	匿名データの提供等利用規約

第 1 号様式

匿名データの提供依頼申出書

年 月 日

千葉県知事

様

提供依頼申出者

所属及び職名

氏 名

住 所

生 年 月 日

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

(代理人)

所属及び職名

氏 名

住 所

生 年 月 日

連絡先郵便番号・所在地

連絡先電話番号

連絡先e-mail

知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則第 1 4 条で準用する同規則第 7 条第 1 項により、下記のとおり申出をします。

記

1 匿名データの名称及び年次等並びにファイル数	(名称)	(年次等)	(ファイル数)		
2 匿名データの利用目的等	<p>(1) 直接の利用目的</p> <p><input type="checkbox"/> 学術研究</p> <p><input type="checkbox"/> 高等教育 → (利用する学校・学部・学科の名称: )</p> <p style="text-align: right;">※ どちらか一方を選択する。</p> <p>(2) 学術研究又は授業科目の名称等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="491 1648 1428 1720">① 学術研究又は授業科目の名称</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1720 1428 2016"> <p>② (学術研究の場合) 学術研究の必要性</p> <p style="text-align: center;">(高等教育の場合) 授業科目の目的</p> </td> </tr> </table>			① 学術研究又は授業科目の名称	<p>② (学術研究の場合) 学術研究の必要性</p> <p style="text-align: center;">(高等教育の場合) 授業科目の目的</p>
① 学術研究又は授業科目の名称					
<p>② (学術研究の場合) 学術研究の必要性</p> <p style="text-align: center;">(高等教育の場合) 授業科目の目的</p>					

	<p>③（学術研究の場合） 学術研究の内容及び匿名データを利用する方法</p> <p>（高等教育の場合） 授業科目の内容及び匿名データを利用する必要性及び方法</p>
	<p>④匿名データから作成する統計等の内容</p>
	<p>⑤（学術研究の場合）学術研究の実施期間</p> <p>（高等教育の場合）授業科目の実施期間</p>
	<p>(3) 匿名データのすべての利用目的</p> <p>① ② ③ ④ ⑤</p> <p>※ (1)及び(4)に記載する利用目的以外のすべての利用目的を記入する。</p>
	<p>(4) 成果の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文(公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書(公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表(公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載(公表の方法: 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的な公表方法: 予定時期 年 月)</p> <p>※ 予定している全てのものを選択する。</p>
3 匿名データの提供希望年月日	<p>(年月日)</p> <p>(理由)</p>
4 匿名データの利用場所、保管場所及び管理方法	<p>(利用場所、保管場所)</p> <p>(管理方法)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 匿名データを利用場所(匿名データの保管を含む)は、施錠可能な場所に限定される。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 上記スペースから匿名データが持ち出されない。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 匿名データは、限定された記録媒体に記録され、当該限定された記録媒体が施錠可能なキャビネット等で保管される。</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 匿名データを利用するときに、その場所に存在する者が承諾された利用者に制限されること。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ 匿名データの利用時のコンピュータの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接</p>

	<p>続した状態としない。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥ 匿名データを利用するコンピュータ等に、アンチウイルスソフトの導入、セキュリティホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スクリーンロックの導入が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦ 外部ネットワークに接続する可能性のあるコンピュータや利用者以外の者が使用するコンピュータに匿名データ及び中間生成物を残留させない措置をとる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ その他（  <span style="float: right;">）</span></p> <p style="text-align: right;">※ 該当するものをすべてチェックする。</p>			
5 匿名データの利用期間	<p>自           年    月    日</p> <p>至           年    月    日</p>			
6 匿名データを取り扱う者の氏名等 (氏名、所属・職名、利用場所)	氏名	所属	職名等	利用場所
<p>※1 提供依頼申出者及び利用者、委託する場合の委託先、教育目的で利用する場合の指導教官(監督者)、学生、その他取扱者の区分が明確に分かるように所属・職名等の欄に記載すること</p> <p>※2 集計等の民間委託を行う場合はその旨及び委託先で匿名データを取り扱う者の氏名、所属等を記載すること</p>				
7 倫理教育の内容				
※ (教育目的に利用する場合で、学生に直接に匿名データを利用させる場合は、あらかじめ行う統計利用に係る倫理教育(制度、遵守事項、罰則等の教育)の内容)				
8 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ	(現に提供を受けている調査票情報及び匿名データ)			
※ 国の匿名データを含む。	(今後提供を依頼する予定の調査票情報及び匿名データ)			
9 匿名データの提供方法	<p>提供方法(記録媒体)</p> <p><input type="checkbox"/> F D       <input type="checkbox"/> C D - R       <input type="checkbox"/> D V D - R</p> <p style="text-align: right;">※ 希望する記録媒体をチェックする。</p>			
10 その他必要な事項				
※ 利用目的の公益性を裏付ける資料名を記入し、その資料を添付すること				



11 連絡担当者の氏名等	① 所属及び職名 ② 氏名 ③ 連絡先郵便番号・所在地 ④ 連絡先電話番号 ⑤ 連絡先e-mail
--------------	---

備考

- 1 提供依頼申出者が自然人の場合にあつては、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「連絡先電話番号」及び「連絡先e-mail」を記載すること。また、提供依頼申出者が法人その他の団体に属する場合は、所属及び職名を記載する。
- 2 提供依頼申出者が法人その他の団体の場合にあつては、「提供依頼申出者」欄には、「法人の名称」、「法人の住所」及び「法人の連絡先電話番号」、法人その他の団体の代表者の「職名」、「氏名」、「住所」、「生年月日」及び「連絡先電話番号」を記載する。  
 なお、「法人の住所」については、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「法人の連絡先電話番号」については代表番号を記載すること。
- 3 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添〇参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 第 2 号様式

### 匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書

文 書 番 号  
年 月 日

所属及び職名

氏名 様

千葉県知事 閣

年 月 日付け匿名データの提供に係る申出について、下記の内容にて承諾します。

また、匿名データの提供に当たっての利用条件（利用規約）は別紙のとおりです。

#### 記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次等並びにファイル数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称
- 3 提供予定時期及び利用期間
- 4 手数料の額
- 5 依頼書の提出期限（手数料の納付期限）

上記の内容に合意の上、匿名データの提供を依頼する場合は、年 月 日までに知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則第 14 条で準用する同規則第 9 条第 2 項の規定により作成した依頼書及び必要な書類の提出並びに手数料の納付を定められた期限までに行ってください。

上記提出期限までに依頼書及び必要な書類の提出並びに手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第3号様式

匿名データ提供依頼書

年 月 日

千葉県知事 様

所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号の通知に係る 年 月 日  
付けの提供依頼申出書のとおり、千葉県統計調査条例第13条第4項の規定により、  
下記に係る匿名データの提供を依頼します。

記

- 1 匿名データ名称、年次等及びファイル数
- 2 匿名データを用いる学術研究又は授業科目の名称
- 3 提供希望年月日
- 4 利用期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 手数料の額
- 6 その他  
詳細は、年 月 日付けの提供依頼申出書及び添付書類のとおり  
です。  
また、匿名データの提供を受け、当該匿名データを利用するに当たっては、  
法令及び千葉県統計調査条例並びに知事が定める利用条件に従って誠実にこれ  
を履行します。

(収入証紙はり付け欄)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第4号様式

匿名データの利用に係る誓約書

年 月 日

千葉県知事

様

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏名

【匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称】によって【統計調査名】の匿名データを利用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

所属	職名	氏名
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

記

- 1 別添の利用規約に同意すること。
- 2 提供された匿名データを提供依頼申出書に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に提供しないこと。
- 3 提供された匿名データは、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 4 不適切利用を行った場合、千葉県による提供禁止措置に合意すること。
- 5 利用期間内に、提供された匿名データを必ず返却すること。
- 6 提供を受けた匿名データにより作成した統計等は、公表すること。公表を行わなかったものは中間成果物として消去し、利用は行わないこと。
- 7 研究成果の公表に際しては、千葉県統計調査条例に基づいて県から匿名データの提供を受けた旨を明記するとともに、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、県が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。
- 8 提供された匿名データの利用により何らかの不利益を被ったとしても、千葉県の責任は一切問わないこと。
- 9 提供された匿名データについて、個人、世帯、事業所又は法人その他の団体を特定又は推定しようとする試みは行わないこと。
- 10 その他匿名データの利用に際しては、千葉県の指示に従うこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第5号様式

匿名データの提供依頼の申出に対する不承諾通知書

文書番号  
年 月 日

所属及び職名  
氏名

様

千葉県知事

印

年 月 日付け匿名データの提供に係る申出について、以下の理由により承諾できないので、その旨通知します。

理由

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第6号様式

# 受領書

年 月 日

千葉県知事 様

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

【匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称】のため、 年  
月 日付け匿名データの提供に係る申出に対して提供された下記の匿名データを受領しました。

## 記

匿名データの名称	年次等	ファイル数

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第7号様式

所属等変更届出書

年 月 日

千葉県知事

様

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

年 月 日付け匿名データの提供に係る申出につきましては、

{申出者}  
{利用者} の {住所  
連絡先  
利用者の姓} 所属先 } に変更がありましたので、以下のとおり届出をいたします。

当初申出年月日	年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更前>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更があった場合に利用することとし、利用目的や利用者の範囲、利用場所、利用環境等、新たに審査を必要とする変更については、「提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書」により申し出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第 8 号様式

提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書

年 月 日

千葉県知事 様

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

年 月 日付け匿名データの提供依頼申出書については、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申出をします。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、年 月 日付け申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年 月 日
匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称	
変更事項	< 変更前 >
	< 変更後 >
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。



第9号様式

提供依頼申出書の記載事項変更等に係る承諾通知書

文 書 番 号  
年 月 日

所属及び職名

氏名 様

千葉県知事 印

年 月 日付け匿名データの提供に係る {匿名データの利用期間延長依頼  
提供依頼申出書の記載事項変更依頼}  
の申出について承諾します。

記

- 1 提供を行う匿名データの名称、年次等並びに件数
- 2 匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称

3 手数料の再納付について

再納付の必要なし

再納付が必要 → 再納付する手数料の額

(依頼書の提出期限) 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、依頼書及び必要な書類の提出並びに手数料の支払いを依頼書の提出期限までに行ってください。

上記期限までに依頼書の提出及び手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第10号様式

提供依頼申出書の記載事項変更等に係る不承諾通知書

文書番号  
年 月 日

所属及び職名  
氏名

様

千葉県知事

印

年 月 日付け匿名データの提供に係る {匿名データの利用期間延長依頼  
提供依頼申出書の記載事項変更依頼}  
の申出については、承諾しないこととしたので、その旨通知します。

理由

1

2

3

第 1 1 号様式

匿名データの利用期間延長依頼申出書

年 月 日

千葉県知事 様

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

年 月 日付け匿名データの提供依頼申出書のうち、利用期間に  
ついて延長の依頼を以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、 年  
月 日付け申出書の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年 月 日
匿名データを用いて 行う学術研究又は授 業科目の名称	
匿名データの利用期 間	<変更前> 自 年 月 日 至 年 月 日
	<延長後> 自 年 月 日 至 年 月 日
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第 1 2 号様式

データ措置報告書

年 月 日

千葉県知事

様

提供依頼申出者 所属及び職名  
氏 名  
連絡先所在地  
連絡先電話番号  
連絡先e-mail

【匿名データを用いて行う学術研究又は授業科目の名称】のため、 年  
月 日付け匿名データの提供に係る申出書の承諾により提供を受けた匿名  
データの利用が終了し、コンピュータ等に複写した匿名データ及び中間生成物等の  
データをすべて消去したので申し出ます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第 1 3 号様式

利用実績報告書

年 月 日

千葉県知事

様

所属及び職名

氏 名

連絡先所在地

連絡先電話番号

年 月 日付け匿名データの提供に係る申出書により提供を受けた匿名データによる $\left\{ \begin{array}{l} \text{学 術 研 究} \\ \text{教 育} \end{array} \right\}$ が完了したので、下記のとおり報告します。  
記

<p>1. 提供を受けたものの名称その他の提供を受けたものを特定するもの</p>	
<p>2. 学術研究の成果又は教育内容の概要</p>	<p>(1) 学術研究又は授業科目の名称</p>
	<p>(2) 学術研究又は授業科目の実施期間</p>
	<p>(3) 学術研究の成果又は授業科目の内容の概要</p> <p>※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。</p>
	<p>(4) 学術研究の成果又は教育内容の公表の取扱い</p> <p>論文 (名称 : )</p> <p>報告書・書籍 (名称 : )</p> <p>学会・研究会等で発表 (名称 : )</p> <p>学会誌等に掲載 (名称 : )</p> <p>その他 ( )</p> <p>※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。</p>

備考

- やむを得ない理由により研究等が中断した場合など「学術研究の成果又は授業科目の内容の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した研究等の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

## 別紙

### 匿名データの提供等利用規約

平成21年4月1日

千葉県

#### (総則)

第1条 匿名データの提供依頼申出書（以下「提供依頼申出書」という。）に係る提供依頼申出者及び当該申出により匿名データの利用を行うすべての者（以下「利用者」という。）

）並びに千葉県（以下「県」という。）は、この規約並びに提供依頼申出書、匿名データ提供依頼書（以下「依頼書」という。）及びそれぞれに添付する資料又は書類（以下「依頼書等」という。）に基づき、日本国の法令（千葉県条例及び規則を含む。以下同じ。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 提供依頼申出者は、依頼書等を提出するとともに、匿名データの提供依頼の申出に対する承諾通知書に記載された使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）に基づく手数料の額を、千葉県収入証紙を依頼書にはり付ける方法により納付するものとし、県は、依頼書に記載された匿名データを貸与するものとする。

3 匿名データを提供するために必要な一切の手段については、千葉県統計調査条例（昭和25年千葉県条例第1号）、知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則（平成21年千葉県規則第17号）、本規約及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、県がその責任において定める。

4 この規約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して提供依頼申出者及び県で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、千葉地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

#### (代理)

第2条 この契約の前において、提供依頼申出者が、正当な代理権を証明する委任状などの書面により、代理人に委託して行ったこの契約に係る申出の手続は、提供依頼申出者に直接その効力を生ずる。

2 提供依頼申出者は、正当な代理権を証明する委任状などの書面により、この契約後の依頼書の変更等に係る手続を代理人に委託することができる。

#### (管理)

第3条 利用者は、県に返却するまで、提供依頼申出書に記載された管理方法に基づき、提供を受けた匿名データを適正に管理するものとする。

2 前項の規定は匿名データを用いて生成した中間生成物についても同様とする。

(利用の制限)

第4条 利用者は、匿名データの利用に当たり、次の各項に掲げる制限を受けるものとする。

- 一 匿名データの利用は依頼書等に記載した範囲内に限定し、依頼書等に記載のない第三者へ譲渡、貸与その他の方法により利用させないこと。
  - 二 匿名データを用いて、特定の個人、世帯、事業所又は法人その他の団体を識別するような行為を行わないこと。
- 2 利用者が、提供された匿名データのファイルを別の記憶装置に複製する行為は、1回に限定する。当該別の記憶装置の匿名データが消去された場合に限り、再度、別の記憶装置へ複製できる。

(作業委託)

第5条 利用者は、匿名データを利用した研究分析を行うに当たって必要な作業を、依頼書等に記載した受託業者に行わせる場合には、当該受託業者を充分監督し、作業終了後は速やかに匿名データ及び中間生成物を返納又は消去させなければならないものとする。

(依頼書等の変更)

第6条 提供依頼申出者は、利用者の所属、住所、連絡先又は姓に変更が生じたときは、直ちに所属等変更届出書を県に提出するものとする。

- 2 提供依頼申出者は、自己の都合により提供依頼申出書の内容（利用期間の延長に関するものを除く。）を変更する必要があるときは、原則として、改めて提供依頼申出書を提出し、再度審査を受けるものとする。この際、すでに手数料を納付していた場合は、これを返還しない。なお、提供依頼申出書の記載事項のうち、利用期間以外の1項目のみを変更する場合は、匿名データの提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書を県に提出し、承諾を求めるものとする。

(欠陥及び障害等)

第7条 提供依頼申出者は、匿名データが記録された記録媒体を受領後、直ちにその物理的障害の有無について確認し、確認の結果、読み取りエラー等の障害を発見したとき場合は、利用者は、直ちに県に申し出ることとする。

- 2 前項において、提供依頼申出者はデータの受取後14日以内に、県に対して匿名データが記録された記録媒体の交換を要求できるものとする。その際、利用者は、県に当該データを返却し、県は障害を確認した上で交換に応じるものとする。
- 3 前項の障害が県の帰責事由による場合、提供依頼申出者からの返却に係る費用及び県からの再送付に係る費用は、県が負担する。ただし、その障害が利用者の取扱いにより生じた損傷など、利用者の帰責事由による場合は、当該費用は利用者が負担する。

(利用期間)

第8条 利用者は、匿名データを依頼書等に記載した期間内のみ利用できるものとする。

- 2 前項において、期間を超えて匿名データを利用する必要が生じた場合は、提供依頼申出者は、期間内に県に利用期間延長依頼申出書を提出し、県の承諾を得るものとする。
- 3 利用期限が超過した場合（提供依頼申出者があらかじめ延長の申出を行い、承諾されなか

った場合を含む)、県は提供依頼申出者に対し速やかに当該匿名データの返却を求めるものとする。

(監査等)

第9条 県が匿名データの利用状況及び管理状況について提供依頼申出者に対して監査を行う場合は、提供依頼申出者は、これを拒まないものとする。

2 前項の監査を行う場合、県は、必要に応じてその職員を提供依頼申出書に記載された利用場所に派遣し、利用環境の現地検分及びヒアリングを実施するものとする。

(履行期限の延長)

第10条 県は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、提供依頼申出者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

2 提供依頼申出者は、前項の申出があったときは、県と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(不可抗力等による紛失等)

第11条 提供依頼申出者は、災害又は事故により匿名データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに県へ報告するものとする。

2 前項において、再度提供を希望する場合は、県と協議の上、手続等を行うものとする。

3 前2項のほか、利用者の不注意などにより匿名データを紛失させ、又は情報が漏えいしていることが判明した場合は、提供依頼申出者は県に報告し、その指示に従う。匿名データの紛失又は情報の漏えいの恐れがあることが判明した場合もまた同様とする。

(利用後の処理)

第12条 提供依頼申出者は、匿名データの利用期間の終期までに、ハードディスク、紙媒体等の匿名データ又は中間生成物を消去し、データ措置報告書を添えて、匿名データを県へ返却する。また、提供依頼申出書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3ヶ月以内に利用実績報告書により県へ利用実績を報告する。

2 提供依頼申出者は、利用期間終了前に県が依頼書等の不実、その他利用者の帰責事由を明示して匿名データの返却を請求したときは、これに従わなければならない。

3 提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究や教育の達成が困難となった場合は、提供依頼申出者は、速やかに利用実績報告書に理由を記載して報告するとともに、データ措置報告書を添えて、匿名データを返却する。

(成果の公表)

第13条 提供依頼申出者は、匿名データを利用した成果を、提供依頼申出書に記載した予定期間内に公表しなければならない。

2 当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、県が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。



3 第1項において、期間内に公表できない場合は、提供依頼申出者は、県に匿名データの提供依頼申出書の記載事項変更依頼申出書を提出することにより、その理由及びその時点における成果を報告し、県が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表にかかる期間の延長は最大2年とする。

(解除)

第14条 県は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 利用者に本契約に違反する行為があったとき

(2) 利用者に重大な過失又は背信行為があったとき

(3) 依頼書等の不実その他利用者に帰責すべき事項により契約を解除することが適当と県が認めるとき

2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(法令及び規約に違反した場合の措置)

第15条 利用者が条例、規則又は本規約に違反したと認められた場合は、条例に定める罰則の他、県は以下の措置を講ずるものとする。

(1) 違反が認められた時点で提供依頼申出者に対して匿名データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること。

(2) 別表の各号に掲げる措置要件に応じて、当該各号に定めるところにより期間を定め、当該期間に匿名データ及び調査票情報の提供を行わないこと。また、当該期間に委託による統計の作成等の申出を受付けないこと。

(3) 違反の情報を統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計調査を所管する全ての国の行政機関及び他の地方公共団体で共有すること。

2 前項において、提供依頼申出者以外の利用者が違反した場合であって、提供依頼申出者に管理責任が認められる場合は、提供依頼申出者を違反者として取り扱うものとする。

3 利用者が、国の行政機関から法第33条に基づく調査票情報の提供、法第36条に基づく匿名データの提供又は法第34条に基づく委託による統計の作成等による統計成果物の提供を受けており、当該提供に関する法令、規約又は契約に違反したと認められ、法令に定める罰則の他、本条で定める措置に相当する措置が講じられた場合は、県は本提供についても第1項第1号の措置を講ずるものとする。

4 利用者は前3項の措置が適用されることを承諾するものとする。

(免責)

第16条 利用者は、匿名データが統計調査対象者の回答に基づいて作成されるものであり、必ずしもデータ内に論理的な整合がとれていないものがあることを了解するものとする。

2 利用者が匿名データを利用したことにより、何らかの不利益や損失が生じたとしても、県は利用者に対し、責任を負わないものとする。

3 利用者が匿名データを用いて作成した統計等に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、県は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 提供依頼申出者と県は、本規約に定めのない事項及び本規約に定める条項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

別表

措置要件	期間
1 利用期間の終期までに匿名データの返却等の措置を行わない場合	返却を行った日から、返却を遅延した期間に相当する日数
2 匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険にさらした場合	当該事実を認定した日から1か月以上6か月以内
3 匿名データを紛失した場合	当該事実を認定した日から1か月以上6か月以内
4 匿名データの内容が漏えいした場合	当該事実を認定した日から1か月以上12か月以内
5 承諾された利用目的以外の利用を行った場合	当該事実を認定した日から1か月以上12か月以内
6 その他、条例、規則若しくは契約に違反する行為又は県民の信頼を損なう行為を行った場合	行為によって県が定める期間

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

～参考～

○千葉県統計調査条例（昭和25年条例第1号） 抜粋

（定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 県統計調査 法第二条第五項に規定する統計調査のうち、県が行う調査（国その他の者から委託を受けて行うものを除く。）をいう。

二 （略）

（匿名データの作成及び提供）

**第十三条** 知事等は、その行つた県統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データ（法第二条第十二項に規定する匿名データをいう。以下同じ。）を作成することができる。

2 知事等は、前項の規定により作成した匿名データを適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、県から匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

4 知事等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

**第十四条** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 （略）

二 前条第四項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

**第十五条** （略）

2 第十一条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第十三条第四項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（手数料）

**第十六条** 次の各号に掲げる者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

一 （略）

二 第十三条第四項の規定により、知事等が作成した匿名データの提供を受けようとする者

（罰則）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定により作成した匿名データの取扱いに従事する県の職員若しくは職員であつた者又は県から匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

二 (略)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (略)

三 第十三条第四項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

○使用料及び手数料条例（昭和三十一年条例第六号） 抜粋

（種類及び額）

第三条 (略)

2 法令及び他の条例に基づき、使用料等の額について条例で定めるべきものは、別表第二に掲げるとおりとする。

3 (略)

別表第二（第三条第二項）

財産又は事務の種類	使用料等の名称	区分	単位	額
千葉県統計調査条例（昭和三十五年千葉県条例第一号）に基づくもの	(略) 匿名データ提供手数料		(略) 一件につき	(略) 次に掲げる額の合計額 イ 千五百円 ロ 匿名データの集合物の一つにつき六千九百円 ハ 匿名データの交付に要する費用として実費を勘案して知事が定め

			る額
(摘要) 一 (略) 二 匿名データの集合物とは、第十三条第一項の規定により作成された匿名データを県統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して知事等がまとめたものをいう。			

○ 知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則（平成21年規則第17号）

抜粋

（匿名データの作成）

**第十二条** 知事は、条例第十三条第一項の規定により匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者に意見を聴くものとする。

2 知事は、匿名データを作成したときは、当該匿名データの名称並びに当該匿名データに加工された調査票情報に係る県統計調査の名称及び期日を公告するものとする。

（匿名データの提供を行うことができる場合）

**第十三条** 条例第十三条第四項の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。

ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。

ニ 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。

ロ 匿名データを大学等における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

（匿名データの提供に関する委託による統計の作成等に係る規定の準用）

**第十四条** 第七条から第十一条までの規定は、条例第十三条第四項の規定により匿名データを提供する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と、「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表）（略）

※ 以下は、第十四条の規定による準用読替え後の規定

（匿名データの提供に係る手続等）

**第七条** 条例第十三条第四項の規定により知事に匿名データの提供を依頼しようとする者（以下

「提供依頼申出者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書類(以下「提供依頼申出書」という。)に、知事が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、知事に提出することにより、依頼の申出をするものとする。

一 提供依頼申出者(提供依頼申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「法人等」という。))であるときは、その代表者又は管理人)の氏名、生年月日及び住所

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、当該法人等の名称及び住所

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

四 匿名データの名称、年次その他の当該匿名データを特定するために必要な事項

五 匿名データの使用場所及び管理方法

六 匿名データの利用目的

七 第十四条において準用する前各号に掲げるもののほか、第十三条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他知事が定める事項

2 知事は、第十四条において準用する前項の規定により提出された提供依頼申出書及びこれに添付すべき資料(以下「提供依頼申出書等」という。)に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供依頼申出者に対して、説明を求め、又は当該提供依頼申出書等の訂正を求めることができる。

**第八条** 提供依頼申出者は、第十四条において準用する前条第一項に規定する申出をするときは、知事に対し、次の各号に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供依頼申出書等に記載されている提供依頼申出者(提供依頼申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人)及び提供依頼申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載された次のいずれかに掲げる書類

イ 運転免許証

ロ 旅券

ハ その他これらに類するものとして知事が認める書類

二 提供依頼申出者が法人等であるときは、提供依頼申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載された次のいずれかに掲げる書類であって、申出をする日前六月以内に作成されたもの

イ 登記事項証明書

ロ 印鑑登録証明書

ハ その他これらに類するものとして知事が認める書類

2 提供依頼申出書等を送付し、又は代理人により申出をする場合には、提供依頼申出者は、第十四条において準用する前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を知事に提出すれば足りる。この場合において、代理人により申出をしようとするときは、代理権を証明する書面を提示し、又は提出するものとする。

一 第十四条において準用する前項第一号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 提供依頼申出者の住民票の写しその他その者が第十四条において準用する前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして知事が適当と認める書類であつて、申出をする日前三十日以内に作成されたもの

**第九条** 知事は、第十四条において準用する第七条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供依頼申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る匿名データの提供を行う旨並びに当該匿名データの提供に要する手数料の額及び第十四条において準用する次項に規定する依頼書の提出期限を通知するものとする。

2 第十四条において準用する前項の通知を受けた提供依頼申出者は、当該通知に係る匿名データの提供の実施を求めるときは、依頼書（別記第二号様式）に、知事が定める匿名データの取扱いに関する事項（使用後にとるべき措置に関する事項を含む。）を遵守する旨記載した書面その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出するものとする。

**第十条** 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データを用いて行った学術研究又は教育が終了したときは、遅滞なく、利用実績報告書（別記第三号様式）を知事に提出するものとする。

2 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、当該匿名データの使用が終了したときは、速やかに、匿名データの使用後にとるべき措置を講ずるものとする。

3 匿名データの提供を受けた提供依頼申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該匿名データを用いて行った学術研究の成果又は教育内容を公表するものとする。

（利用実績報告書の公表）

**第十一条** 知事は、第十四条において準用する前条第一項の規定により提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

## ○ 統計法（平成19年法律第53号） 抜粋

（定義）

### 第二条 （略）

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 行政機関等がその内部において行うもの

二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

1 1 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

1 2 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

(調査票情報等の利用制限)

**第四十条** 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。



統計調査に係る調査票情報の有効利用  
匿名データの提供 利用の手引

---

平成 21 年 9 月 9 日 第 1 版

平成 24 年 7 月 9 日 第 2 版

令和 3 年 1 1 月 1 日 第 3 版

令和 4 年 4 月 1 日 第 4 版

千葉県総合企画部統計課